

## 江田島市海辺の新鮮市場の指定管理について

平成30年9月30日で指定管理者を取り消した、江田島市海辺の新鮮市場の次期指定管理者（候補者）を選定したので、次のとおり報告します。

### 1 施設の名称

江田島市海辺の新鮮市場

※根拠条例：江田島市地域産物展示販売施設設置及び管理条例

### 2 指定管理者（候補者）

江田島市江田島町小用三丁目3番4号

東江漁業協同組合 代表理事組合長 三浦 誠

### 3 指定の期間

平成31年1月1日から平成36年3月31日まで（5年3ヵ月）

※営業開始日：平成31年1月8日

### 4 指定管理料

187万8千円／年額（消費税及び地方消費税含む。）

### 5 選定した理由

- (1) 水産物を中心とした特産品の直接販売や食の提供等を行うことにより、都市との交流・情報の発信基地として、施設の設置目的が効果的に達成できるため。
- (2) 季節に応じた特産魚種の仕入など漁業協同組合のネットワークが活用できるため。
- (3) 施設運営に対する意欲も高く、収支計画も確実性があるため。

### 6 募集の方法

非公募

理由：当該施設は、水産物を中心とした特産品の直接販売や食の提供を行うことにより、地域の振興を図ることが設置目的であり、漁業者団体が管理運営することが適切であるため。

### 7 選定までの経緯

- H30. 9. 30 前指定管理者の指定の取消し
- H30. 10. 4 市内10漁業協同組合へ募集（10/4～10/16）
- H30. 10. 15 東江漁業協同組合のみ、応募の打診有
- H30. 11. 16 東江漁業協同組合から事業計画書の提出
- H30. 11. 20 指定管理者選定員会で候補者として選定